

項目		小田原市	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	
(6)当初予算案審査・決算認定案審査における現地視察等の実施状況について	当初予算審査	付託先委員会	予算特別委員会	予算特別委員会	予算審査特別委員会	予算決算常任委員会	
		現地視察の実施有無	有	無	無	無	
	決算認定審査	付託先委員会	決算特別委員会	決算特別委員会	決算審査特別委員会	全議員で構成する決算特別委員会を設置、付託する。審査方法は各常任委員会の分科会を設置、付託し、審査する。	予算決算常任委員会
		現地視察の実施有無	有	有 ※ただし、平成18年度決算特別委員以降、視察の実績なし。(台風による中止を含む。)	無	無	無
(7)政策型議員提案条例の制定等について	現在の議員の任期開始日		令和元年5月1日	平成31年4月30日 ※補欠選挙により当選した議員を除く。	令和元年5月1日	平成31年4月30日	令和元年5月2日
	現在の議員の任期中において提出された政策型議員提案条例の件数(令和3年12月31日現在)		1件	2件	0件	0件	2件
	制定有りの場合 制定された条例の名称を記入ください。		小田原市議会の議決すべき事件に関する条例	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例 横浜市子供を虐待から守る条例の一部を改正する条例	—	—	横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例 横須賀市犯罪被害者等基本条例
	政策型議員提案条例の制定に向けた取組と体制づくりの状況		他市事例等を調査し、今後、体制づくりについて議会改革検討委員会で検討予定	議会局に条例の制定等を支援するための法制等担当を置いている	議員の提案する政策条例その他議会からの政策提言案件の審議を円滑に行うため、常任委員会等で審議する前の協議又は調整を行う場として、各会派の政策担当者で構成される政策担当者会議を設置している。	①議員の政策立案、条例策定能力の向上、②議員間の討議の深化、③市政の課題の解決に向けた政策の検討を行うとともに、必要に応じて政策立案、条例素案の作成を行うこと 以上3点を目的とした「相模原市議会政策検討会議」の設置要件や運用について平成29年2月13日に議会運営委員会で確認し、平成29年4月1日から施行した。 現在まで設置事例はない	政策検討会議において、4年間の実行計画を策定し、取り上げる政策立案を定めている
議会としての政策提言に向けた取組と体制づくりの状況		他市事例等を調査し、今後、体制づくりについて議会改革検討委員会で検討予定	無				
(8)請願の受理状況等について	請願	現在の議員の任期中において受理した請願の件数(令和3年12月31日現在)	0件	件数は非公開	27件	0件	16件
		請願紹介議員に対する質疑の通告等の扱い	規定していない ※現状では通告なしでの質疑も可能	規定していない	「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求められることができる。」と会議規則に規定しているが、実施していない。	規定していない	規定していない
		参考人としての請願者の出席	これまで事例なし ※請願者に特化した参考人制度の取り決めもない	事例あり ※令和3年第4回定例会	事例なし	事例なし	事例なし。請願にかかる参考人制度の取り決めもない。
	陳情	現在の議員の任期中において受理した陳情の件数(令和3年12月31日現在)	74件	件数は非公開	113件	上程:54件、不上程:18件	58件
		委員会での陳情審査の有無	有	有	有	有 (市外からの郵送による陳情は全議員に参考配付)	有
		〔審査有りの場合のみ記入〕 陳情者の意見陳述の機会の有無	有	近年は実績無し (委員会で諮る)	無	有 (委員会にて決定した場合)	有
		本会議での採決の有無	有	無	無	有	無
		陳情審査方法、国に意見書提出を求める趣旨の陳情の取扱い状況	小田原市議会陳情審査基準の要件を満たす陳情は、原則として所管の委員会に付託して審査を行い、付託された所管常任委員会等において審査結果を得たものは本会議で報告され、採決を行っている。  なお、議運の申合せ事項において、「意見書を求める陳情については、所管の常任委員会等で審査し、意見書提出の可否は当該委員会の判断によるものとする。なお、意見書を提出することに決定した場合、本会議への提出者は当該委員会委員によるものとする」と規定している。 ※当該委員会で意見書提出に賛同した者が提出者となる運用となっている。	本市会では、地方自治法第99条に関する陳情は委員会に付託することとしている。 この付託陳情については、原則として所管の委員会に付託して審査を行い、審査結果を得たものは本会議へ報告される。	他の陳情と同様に委員会に付託して審査している。委員会で意見書の提出に至ったものは、本会議で意見書の採決を行っている。	上程された陳情は、所管の委員会に付託して審査を行い、審査結果を本会議で報告され、採決を行っている。  なお、慣例により、意見書などを議決してほしいという趣旨の陳情が、委員会において全員一致で採択され、本会議でも採択になった場合は、その陳情を審査した委員会の委員全員が提出者となって意見書案を議提議案として提案することとしている。 また、委員会で全員一致ではなく、賛成多数で採択された場合は、議案は提出せず、議長名で関係機関へ「陳情が採択されたので善処してほしい」旨を送付している。	議長は、陳情書を受理し、その内容が陳情に適合すると認めるときは、これを審査のため所管の委員会に送付する。(会議規則第70条) 陳情は本会議での採決は行わない。 委員会の陳情審査で趣旨了承となった場合、委員会として意見書案の決定を行い、当該常任委員会発議とし、委員長名により提出することとしている。
		電子化されている本会議議事録	平成9年3月定例会以降	平成3年第2回定例会(2月から3月まで)以降	平成元年3月定例会以降	昭和40年以降(庁内向け検索システム) 平成26年以降(市議会ホームページ検索システム)	平成9年第1回臨時会(1月)以降
		※過去の議事録の電子化状況	電子化されているもののうち、会議録検索システムに登録されているもので一番古いもの	平成9年3月定例会以降	平成3年第2回定例会(2月から3月まで)以降	平成元年3月定例会以降	昭和40年以降(庁内向け検索システム) 平成26年以降(市議会ホームページ検索システム)
	過去の本会議議事録(現時点で電子化していないもの)の電子化について	議会改革検討委員会で会派提案あり	保存文書の電子化を目的としてPDF化(画像データ)を行っているが、このデータ自体の公開に関する議論は現時点では行われていない。 ※本会議録のPDFデータは横浜市立図書館により公開されているものがある。	過去に遡り順次電子化予定	毎年、検索システム未掲載の会議録を1年間ずつ遡り電子化している。	無	
委員会	電子化されている委員会議事録	平成20年度以降 ※会議録検索システム搭載(平成20年度以前)についてはマイクロフィルム化と永年保存文書のみ	平成10年第2回定例会(5月から6月まで)以降	平成19年度以降	平成24年6月以降(庁内向け検索システム) 平成26年2月以降(市議会ホームページ検索システム)	平成9年第3回定例会(9月)以降	
	※過去の議事録の電子化状況	電子化されているもののうち、会議録検索システムに登録されているもので一番古いもの	平成10年第2回定例会(5月から6月まで)以降	平成19年度以降	平成24年6月以降(庁内向け検索システム) 平成26年2月以降(市議会ホームページ検索システム)	平成9年第3回定例会(9月)以降	
	過去の委員会議事録(現時点で電子化していないもの)の電子化について	議会改革検討委員会で会派提案あり	保存文書の電子化を目的としてPDF化(画像データ)を現在進めているが、このデータ自体の公開に関する議論は現時点では行われていない。	過去に遡り順次電子化予定	無	無	

項目		平塚市	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	逗子市		
(6)当初予算案審査・決算認定案審査における現地視察等の実施状況について	当初予算審査	付託先委員会	各常任委員会	一般会計予算等審査特別委員会	予算等特別委員会	予算特別委員会		
		現地視察の実施有無	各常任委員会ではなし。別に行う予算説明会で現地視察あり	無	無	無	無	
	決算認定審査	付託先委員会	決算特別委員会	一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会	決算特別委員会	決算特別委員会	決算特別委員会	
		現地視察の実施有無	無	無	無	無	無	
(7)政策型議員提案条例の制定等について	現在の議員の任期開始日		令和元年5月1日	平成33年5月15日	令和元年5月1日	令和元年5月1日	平成30年4月6日	
	現在の議員の任期中において提出された政策型議員提案条例の件数(令和3年12月31日現在)		0件	0件	0件	0件	0件	
	制定有りの場合制定された条例の名称を記入ください。		—	—	—	—	—	
	政策型議員提案条例の制定に向けた取組と体制づくりの状況		無	会派を超えた議員活動(政策法務研究会)により条例を制定した事例がある	令和3年4月1日に「藤沢市議会政策検討会議設置要綱」を制定し、政策検討会議の課題について現在検討中	茅ヶ崎市議会基本条例第15条の規定に基づき、市政に関する重要な政策又は課題について、任期に合わせて常任委員会ごとにテーマを掲げ、議会による政策立案や政策提言を行うこと(政策討議)に取り組んでいる	無	
議会としての政策提言に向けた取組と体制づくりの状況		無	鎌倉市議会基本条例及び鎌倉市議会政策提言の実施に関する要綱により策定済み	令和3年4月1日に「藤沢市議会政策検討会議設置要綱」を制定し、政策検討会議の課題について現在検討中	無			
(8)請願の受理状況等について	現在の議員の任期中において受理した請願の件数(令和3年12月31日現在)		13件	0件	7件	2件	0件	
	請願	請願紹介議員に対する質疑の通告等の扱い	貴市と同様	規定していない ※現状では通告なしでの質疑も可能 ※委員会の冒頭で紹介議員に出席を求めめるかどうか協議を行い、出席しない事例もある。	規定していない ※付託された委員会において、請願紹介議員も出席(答弁者席の並びの席)し、委員からの質疑を受けます。通告制ではありません。	規定していない	規定していない ※現状では通告なしでの質疑も可能	
		参考人としての請願者の出席	意見陳述の制度はあるが、これまでに利用例はない	事例なし ※陳情提出者と同様に、申出により趣旨説明を行うことを可能としている。	請願者は希望により付託された委員会において、意見陳述をすることができます。(実施件数:2件) ※陳述者は1名とし、補助者を1名同席できます。	議会運営委員会申合せ事項において、請願者は1件につき3名まで趣旨説明ができることとなっている	事例なし	
	現在の議員の任期中において受理した陳情の件数(令和3年12月31日現在)		58件	36件	66件	61件	84件	
	委員会での陳情審査の有無		無	有	有	有	有	
	〔審査有りの場合のみ記入〕 陳情者の意見陳述の機会の有無		—	有	有	有	これまで事例なし	
	本会議での採決の有無		無	有	無	無	無	
	陳情	陳情審査方法、国に意見書提出を求めると趣旨の陳情の取扱い状況	陳情については、その取扱いを議運で協議して決定する。取り扱いは参考配布、会派検討、長への照会など。会派検討の結果、議員提出議案として上程し、結果として意見書を提出することもある。	議会運営委員会での協議により、所管の常任委員会等に付託すべきとされた陳情については審査を行い、付託された委員会において審査結果を得たものは本会議で報告され、採決を行っている。  なお、議会運営委員会の答申において、「委員会において全会一致により採択された場合は、委員会は、意見書議案を委員長名で提出する」とされている。 また、同じく議会運営委員会の答申において、「委員会において多数により採択された場合は、委員長は、願意に賛同する議員により議案を提出できる旨の発言を行う」とされている。	会期を決める議会運営委員会において、付託する委員会を決定し、付託された委員会において審査します。趣旨了承となった、国等に意見書提出を求めると陳情に関しては、意見書案を作成し、本会議最終日に議会議案として採決します。  なお、藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項において定める事項に該当する内容(公序良俗違反や特定の個人等に関するもの、市の職員に対する人事的措置を求めるといったもの)が含まれると認められる場合、及び市外居住者から郵送によって提出された陳情に関しては、委員会付託をせず、写しを全議員へ配付します。	○陳情の取扱い基準の要件を満たす陳情は、原則として所管の委員会に付託して審査を行い、付託された所管常任委員会等において審査することとなっている。  ○国に意見書提出を求めると趣旨の陳情については、委員会が採択された後、議会議案として当該意見書の提出を上程し、本会議にて付託委員会の委員長より趣旨説明、その後採決を行っている。	所管の委員会に付託して審査を行い、付託された所管常任委員会等において全会一致で了承した場合は発議者が当該委員会の委員長とし、賛成者は全委員とする。賛成多数で了承した場合は、賛成した委員において協議して意見書案を提出。	
		過去の議会議事録の電子化状況について		電子化されている本会議議事録	平成9年5月臨時会以降	平成13年5月臨時会以降	平成7年5月臨時会以降	平成10年第1回定例会以降
	※過去の議事録の電子化状況	電子化されているもののうち、会議録検索システムに登録されているもので一番古いもの		平成9年5月臨時会以降	平成13年5月臨時会以降	平成7年5月臨時会以降	平成10年第1回定例会	昭和58年3月定例会以降
過去の本会議議事録(現時点で電子化していないもの)の電子化について		無	無	無	無	無		
※過去の議事録の電子化状況	電子化されている委員会議事録		平成17年3月定例会以降	平成17年1月以降	平成7年2月以降	平成10年以降	平成3年3月定例会以降	
	電子化されているもののうち、会議録検索システムに登録されているもので一番古いもの		平成17年3月定例会以降	平成17年1月以降の委員会	平成7年2月以降の委員会	平成10年	平成3年3月定例会以降	
	過去の委員会議事録(現時点で電子化していないもの)の電子化について		無	無	無	無	無	

項目		三浦市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市		
(6)当初予算案審査・決算認定案審査における現地視察等の実施状況について	当初予算審査	付託先委員会	予算審査特別委員会	予算決算常任委員会	予算決算常任委員会	総務常任委員会を主査とし、関係常任委員会(厚生常任委員会、文教市民経済常任委員会、環境建設常任委員会)に分割付託し審査する。	各常任委員会	
		現地視察の実施有無	必要に応じて有	無	無	無	無	
	決算認定審査	付託先委員会	決算審査特別委員会	予算決算常任委員会	予算決算常任委員会	関係常任委員会(総務常任委員会、厚生常任委員会、文教市民経済常任委員会、環境建設常任委員会)に分割付託し審査する。	各常任委員会	
		現地視察の実施有無	必要に応じて有	無	無	無	無	
(7)政策型議員提案条例の制定等について	現在の議員の任期開始日		令和元年5月1日	令和元年9月11日	令和元年8月1日	令和元年5月1日	平成31年4月30日	
	現在の議員の任期中において提出された政策型議員提案条例の件数(令和3年12月31日現在)		0件	0件	0件	0件	0件	
	制定有りの場合 制定された条例の名称を記入ください。		—	—	—	—	—	
	政策型議員提案条例の制定に向けた取組と体制づくりの状況		議会基本条例において、議員研修の充実強化、議会図書室の機能強化、議会事務局の機能強化に努めることとしている	令和4年1月1日から通年会期制を導入し、各常任委員会において、所管事務に関連した政策提言の実施に向け、協議を行う	無	法制担当職員の配置を市側に求めている(議会改革実行委員会での協議、各派代表者会での協議結果を経て要望に至っている)	未定	
議会としての政策提言に向けた取組と体制づくりの状況		議会基本条例において、議員研修の充実強化、議会図書室の機能強化、議会事務局の機能強化に努めることとしている		無	法制担当職員の配置を市側に求めている(議会改革実行委員会での協議、各派代表者会での協議結果を経て要望に至っている)	「まちづくり検討会議」(平成27年5月～)市民福祉向上のための議論を喚起し、将来のまちづくりに重要な事業等についてチェック機能高めるとともに、各委員会においてさらなる政策提言の機能を充実させるため設立		
(8)請願の受理状況等について	請願	現在の議員の任期中において受理した請願の件数(令和3年12月31日現在)	0件	0件	5件	3件	0件	
		請願紹介議員に対する質疑の通告等の扱い	原則、発言通告書を提出する	規定していない ※現状では通告なしでの質疑も可能	規定していない	規定していない	規定していない ※現状では通告なしでの質疑も可能	
		参考人としての請願者の出席	事例なし	事例なし ※請願者に特化した参考人制度の運用の取り決めもない	請願者は委員会休憩中に5分程度で意見を述べることができる。参考人として出席した事例はなく、取り決めもない。	事例なし ※請願者に特化した参考人制度の運用の取り決めもない	※請願者に特化した参考人制度の運用の取り決めはない	
	陳情	現在の議員の任期中において受理した陳情の件数(令和3年12月31日現在)	61件	60件 (うち、郵送によるもの6件)	44件	54件	43件	
		委員会での陳情審査の有無	有	有	有	有	有	
		〔審査有りの場合のみ記入〕 陳情者の意見陳述の機会の有無	有	有	無	有	有	
		本会議での採決の有無	無	有	有	有	有	
	陳情審査方法、国に意見書提出を求める趣旨の陳情の取扱い状況		陳情書処理規程第2条の各号(市の事務又は議会運営に関係ない事項、市内に住所を有しない者から郵送で提出されたもの等)に該当しない陳情は所管の委員会に付託して審査を行う。 意見書の提出を求める陳情を了承すべきものと決した場合は、当該委員会の委員が提出者となり本会議に提出される。	原則として所管の委員会に付託して審査を行い、付託された所管常任委員会等において審査結果を得たものは本会議で報告され、採決を行っている。 なお、意見書の提出を求める陳情も原則として所管の委員会に付託して審査を行い、賛成全員で採択されたものについては所管の常任委員会による委員会提出議案として、賛成多数で採択されたものについては賛成した議員による議提議案として提出している。	(陳情の審査方法) 陳情は、原則として所管の委員会に付託して審査を行い、付託された所管常任委員会等において審査結果を得たものは本会議で報告後、採決を行っている。 なお、国に意見書提出を求める趣旨の陳情が採択された場合は、付託された委員会の委員長を提出者(ほかの委員は賛成者)とする意見書を提出の議員提出議案を追加提出し、採決している。	陳情書については、「陳情書の処理基準」に基づき取り扱われる。同基準に該当するものは原則として、委員会付託されない。その場合は、陳情書の写しを全議員に配付する。委員会付託された場合は、所管の委員会に付託して審査され、本会議で最終的に採択、不採択を決める。 所管の委員会で審査後、採択された意見書提出を求める趣旨の陳情のみ、意見書(案)を作成し、議会運営委員会協議する。そこで各会派の賛否確認が行われる。議運の申合せで、「全会一致の場合、提案者がある場合は提出者となり、提案者が提出者となることを辞退した場合や、提案者がいない場合は持ち回りを原則とし、持ち回りでも提出者を辞退した場合はその都度協議するが、一旦次の会派に送り、次の同様の案件で辞退した会派が再度持ち回りの始まりに当たる。」また、「本会議で可決・成立の見込みがないものは、原則として本会議に提出しないものとする。」	陳情の受理後に、議会運営委員会正副委員長へ対応を確認後、議会運営委員会に付託先を決定する。原則、所管の委員会に付託して審査を行い、付託された所管常任委員会等において審査結果を得たものは本会議で報告され、採決を行っている。 なお、申合せにより、請願、陳情に基づく議員提出議案(意見書、決議等)は、当該委員会において協議の上、原則として委員長が提出者となる運用となっている。	
	(9)過去の議事録の電子化状況について	本会議	電子化されている本会議議事録	平成3年以降	平成10年3月定例会以降	平成7年2月以降	昭和62年5年臨時会以降	平成15年3月定例会以降
			電子化されているもののうち、会議録検索システムに登録されているもので一番古いもの	平成3年第1回臨時会	平成10年3月定例会以降	平成7年2月以降	平成3年1月臨時会以降	平成15年3月定例会以降
過去の本会議議事録(現時点で電子化していないもの)の電子化について			無	無	無	無	無	
委員会		電子化されている委員会議事録	平成10年以降	平成12年3月定例会以降	平成8年3月以降の各常任委員会会議録 平成10年以降の決算特別委員会会議録 平成19年8月以降の特別委員会会議録	・特別委員会は、平成3年6月以降 ・常任委員会は、平成7年3月定例会以降	平成24年2月以降	
		電子化されているもののうち、会議録検索システムに登録されているもので一番古いもの	平成10年3月9日 総務常任委員会	平成12年3月定例会以降	平成8年3月以降の各常任委員会会議録 平成10年以降の決算特別委員会会議録 平成19年8月以降の特別委員会会議録	・特別委員会は、平成3年6月以降 ・常任委員会は、平成7年3月定例会以降	平成24年2月以降	
	過去の委員会議事録(現時点で電子化していないもの)の電子化について	無	無	無	無	無		

項目		海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	
(6)当初予算案審査・決算認定案審査における現地視察等の実施状況について	当初予算審査	付託先委員会	予算決算常任委員会	予算決算常任委員会	予算特別委員会	各常任委員会 (総務教育、市民福祉、経済建設)
		現地視察の実施有無	無	無	有	無
	決算認定審査	付託先委員会	予算決算常任委員会	予算決算常任委員会	決算特別委員会	各常任委員会(総務教育、市民福祉、経済建設)
		現地視察の実施有無	無	無	有	無
(7)政策型議員提案条例の制定等について	現在の議員の任期開始日		令和元年11月15日	平成32年10月1日	平成31年4月30日	平成31年4月30日
	現在の議員の任期中において提出された政策型議員提案条例の件数(令和3年12月31日現在)		0件	0件	0件	1件
	制定有りの場合 制定された条例の名称を記入ください。		—	—	—	綾瀬市議会の議決すべき事件に関する条例
	政策型議員提案条例の制定に向けた取組と体制づくりの状況		無	無	無	無
	議会としての政策提言に向けた取組と体制づくりの状況		無	無	無	無
(8)請願の受理状況等について	請願	現在の議員の任期中において受理した請願の件数(令和3年12月31日現在)	2件	1件	0件	2件
		請願紹介議員に対する質疑の通告等の扱い	規定していない ※現状では通告なしでの質疑も可能	規定していない	規定していない ※現状では通告なしでの質疑も可能	規定していない
		参考人としての請願者の出席	有 ※海老名市議会委員会における請願者又は陳情者の陳述に関する要綱で規定	事例なし	請願者に特化した参考人制度の運用の取り決めがない	事例なし ※参考人制度の取り決めはあり
	陳情	現在の議員の任期中において受理した陳情の件数(令和3年12月31日現在)	38件	24件	52件	32件
		委員会での陳情審査の有無	一部有	有	有	有
		[審査有りの場合のみ記入] 陳情者の意見陳述の機会の有無	有	有	無	有 ※参考人を招致した場合
		本会議での採決の有無	無	有	無	無
		陳情審査方法、国に意見書提出を求める趣旨の陳情の取扱い状況	議会運営委員会申し合わせにより「国、県等への意見書提出を求める陳情は、全議員配布にとどめる。」としており、意見書を提出するか否かは各議員の提案権に委ねている。	座間市議会請願及び陳情取扱要綱の要件を満たす陳情は、原則として所管の委員会に付託して審査を行い、付託された所管常任委員会等において審査結果を得たものは本会議で報告され、採決を行っている。 なお、委員会が採択された陳情は、議員提出議案(意見書)として本会議で採決され、可決されたものを意見書として送付している。 議員提出議案(意見書)の提出者、賛同者は委員会が当該陳情に賛成した委員が名を連ねる。基本的には委員長が提出者となるが、委員長が所属する会派が陳情に対して反対の場合は、別の委員が提出者となる。	2以上の委員会の所管にかかる案件、又はその所管が明瞭でないときは、議会運営委員会において定めるが、原則として所管の委員会に付託して審査を行う。付託された委員会の取扱い結果は会議に報告する。 郵送によるものは、原則として卓上配布とする。 委員会です承された陳情は、委員長名で意見書案を追加議案として上程し、本会議で採決する。	陳情は原則として所管の委員会に付託して審査を行い、趣旨了承とされた陳情は、意見書の案文を検討し、最終日の本会議に提出される。 ※提出者は委員会で諮り、基本的に委員長となる。また、当該委員会で意見書提出に賛同した者が賛成者となる。
		電子化されている本会議議事録	平成7年2月臨時会以降	平成12年第2回臨時会以降	平成19年第1回定例会以降	平成12年3月以降
		電子化されているもののうち、会議録検索システムに登録されているもので一番古いもの	平成7年2月臨時会以降	平成12年第2回臨時会	平成23年第1回臨時会以降	平成12年3月以降
過去の本会議議事録(現時点で電子化していないもの)の電子化について	無	無	無	無		
委員会 ※過去の議事録の電子化状況	電子化されている委員会議事録	平成19年以降	平成25年以降	平成19年第2回定例会以降	平成12年3月以降	
	電子化されているもののうち、会議録検索システムに登録されているもので一番古いもの	平成19年以降	平成25年	平成23年度以降	平成12年3月以降	
	過去の委員会議事録(現時点で電子化していないもの)の電子化について	無	無	無	無	